平成２８年（フ）第５３号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2368－３　パルテールＢ201　松村睦子方、住民票上の住所岡山県倉敷市南畝３丁目３番15号
債務者　藤井　　悟
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
高知市はりまや町３丁目12番10号　吉田コーポ３Ｆ西
債務者　岡林　康雄
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５９号
高知市一宮しなね２丁目４番６号
債務者　國實　賢一
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６１号
高知市天神町３番11号　コーポ坂口301号
債務者　古本　幸美
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５６号
埼玉県ふじみ野市東久保１丁目20番１号　ベルメゾン東久保102
債務者　大野　貴博
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９６号
相模原市中央区中央１丁目14番９号　中央コーポ102号
債務者　伊藤　史子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１０２号
相模原市南区若松１丁目７番15号　白鳥荘１階
債務者　稲田　賢太
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１２７号
相模原市緑区大島2378番地21
債務者　齋藤　剛敏
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１２８号
相模原市緑区大島2378番地21
債務者　齋藤さやか
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４６４号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目10番２号　アグリス弐番館101号
債務者　高木　一也
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４７８号
札幌市白石区北郷３条５丁目８番10号　コンフォート北郷35―101号
債務者　山本　清治
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５１８号
札幌市豊平区美園４条３丁目１番28―202号
債務者　望月　　桂
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３９号
北海道千歳市高台２丁目３番16号
債務者　佐々木宏幸
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５５１号
札幌市西区西野３条７丁目３番23号　コーポオリン101号
債務者　本庄　理恵
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５７２号
札幌市西区八軒８条西９丁目１番１―29号
債務者　冨樫めぐみ（旧姓池尻）
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５９３号
札幌市白石区菊水３条１丁目５番16―511号
債務者　津田　悦子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６０３号
札幌市中央区南９条西６丁目421番地　コーポ相田７号
債務者　菊池百合子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部